

○国土交通省告示第千百九十四号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第一百七十三条の規定に基づき、飛行制限区域を定める告示を次のように定める。

平成二十二年十月二十一日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

飛行制限区域を定める告示

次の表の区域の欄に掲げる区域を同表の期間の欄に掲げる期間飛行制限区域とし、同表の条件の欄に掲げる条件をその上空における航空機の飛行を禁止する条件とする。

区 域	期 間	条 件
パシフィコ横浜（北緯三十五度二十七分三十秒東経百三十九度三十八分十五秒）を中心とする半径五キロメートルの円内の区域	平成二十 二年十一 月十二日 午前零時 から同月 十五日午 前零時ま	次の各号のいずれにも該当しない飛行であること。 一 二千五百フイートを超える高度における飛行 二 海上保安庁の使用する航空機による警備を任務とする飛行 三 自衛隊の使用する航空機による要人

で

輸送又は監視等を任務とする飛行

四 都道府県警察の使用する航空機による警備を任務とする飛行

五 気象状況、交通状況等を踏まえ、航空交通管制機関から飛行制限区域を行することを指示された飛行